

議事日程(第1号)

令和2年9月16日 午前10時00分開会

- 日程第 1 議案第70号 令和元年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 議案第71号 令和元年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第72号 令和元年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第73号 令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第74号 令和元年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第75号 令和元年度須恵町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 7 議案第76号 須恵町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第77号 須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第78号 須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第79号 須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第80号 須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第81号 須恵町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第82号 須恵町保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第83号 須恵町立認定こども園条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第84号 須恵町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第85号 工事請負契約の変更について
- 日程第17 議案第86号 工事請負契約の変更について
- 日程第18 議案第89号 令和2年度須恵町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第19 発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について
- 日程第20 委員会の閉会中の継続調査について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 7 0 号 令和元年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 議案第 7 1 号 令和元年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第 7 2 号 令和元年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第 7 3 号 令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第 7 4 号 令和元年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第 7 5 号 令和元年度須恵町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 7 議案第 7 6 号 須恵町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 7 7 号 須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 7 8 号 須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 7 9 号 須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 8 0 号 須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 8 1 号 須恵町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 8 2 号 須恵町保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 8 3 号 須恵町立認定こども園条例の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第 8 4 号 須恵町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 16 議案第 8 5 号 工事請負契約の変更について
- 日程第 17 議案第 8 6 号 工事請負契約の変更について
- 日程第 18 議案第 8 9 号 令和 2 年度須恵町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 19 発議第 1 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について
- 日程第 20 委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（14名）

1番	白水春夫	2番	男澤一夫
3番	稲永辰己	5番	藤野正剛
6番	川口満浩	7番	児玉求
8番	世利孝志	9番	三角栄重
10番	猪谷繁幸	11番	田ノ上真
12番	田原重美	13番	三上政義
14番	今村桂子	15番	松山力弥

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	梅野猛	係長	白水誠
----	-----	----	-----

説明のため出席した者の職氏名

町長	平松秀一	副町長	稲永修司
教育長	安河内文彦	総務課長	諸石豊
会計管理者	合屋浩二	子ども教育課理事	御手洗文生
地域振興課長	甲能裕和	上下水道課長	稲永勝章
健康増進課長	今泉英明	住民課長	合屋真由美
福祉課長	吉川聡士	都市整備課長	世利昌信
まちづくり課長	平山幸治	社会教育課長	安河内ひとみ
税務課長	横山剛	住民課参事	百田敦
総務課参事	舛本直明	まちづくり課参事	船井弘喜
子ども教育課参事	吉本孝治	総務課課長補佐	白水婦美
監査委員	吉松辰美		

午前10時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。

昨日、夕方のニュースでもあっていましたけれども、また今日朝、新聞を見ますと、須恵第二小学校のシトラスリボンづくり、差別、偏見をなくそうということ、非常に私も誇りに思ったわけでありすけれども、6年生がリーダーシップを取ってやっているという、心打たれました。大人の方がこういうのを見習ってもらいたいなと思っております。

そういうことで、今日は気持ちのいい議会にしたいと思っておりますので、会議をしたいと、よろしくをお願いします。

それでは、これから本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

ここで一括議題について、お諮りします。議案第70号から議案第75号、議案第85号及び議案第86号は関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

---

日程第1. 議案第70号

日程第2. 議案第71号

日程第3. 議案第72号

日程第4. 議案第73号

日程第5. 議案第74号

日程第6. 議案第75号

○議長（松山 力弥） 日程第1、議案第70号令和元年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第2、議案第71号令和元年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第3、議案第72号令和元年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第4、議案第73号令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、議案第74号令和元年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、議案第75号令和元年度須恵町水道事業会計決算の認定について、以上6議案を一括議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○決算審査特別委員長（今村 桂子） おはようございます。議案第70号令和元年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第75号の水道事業会計決算の認定についての6議案について、審査の経過と結果について報告をいたします。

まず、議案第70号令和元年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について。

決算書12ページです。

歳入総額95億8,761万9,746円、対前年度比12.3%増に対し、歳出総額91億6,660万3,330円、対前年度比12.8%の増で、歳入歳出差引額は4億2,101万6,416円となりました。

経常収支比率は前年度から4.2ポイント上昇し90.9%となりましたが、この指標は町村にあっては70%程度にとどまることが妥当とされていますので、以前として財政構造の硬直化、ゆとりがなくなってきた状況は続いています。令和元年度は翌年度へ繰り越す財源として、繰越明許費を1,199万7,000円計上し、歳入歳出差引額から繰越額を差し引いた額、実質収支額は4億901万9,416円となり、10年連続の黒字決算となっています。この実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支は3,721万8,000円の黒字に、また、単年度収支に実質的な黒字要素、赤字要素を控除した実質単年度収支も4,697万7,000円の黒字となっています。

財政調整基金は、利子及び不動産売却収入の975万9,000円を積立てとし、取崩しはありませんでしたので、結果、積立額がそのまま増額となり、総額は25億4,454万7,000円となりました。

歳入において、自主財源では町税が30億9,617万1,000円、うち町民税の個人分では納税義務者の増加、法人分では企業収入の増加などにより前年度比4,284万9,000円の増で、固定資産税は事業所の増加、住宅新築などにより3,107万2,000円の増、軽自動車税は課税対数の増加や環境性能割の増額により578万6,000円の増、町たばこ税は喫煙者の減少、電子たばこの普及により411万円の減でした。全体では2.5%、7,559万7,000円の増収となりました。

繰入金は、前年度に引き続き、財政調整基金繰入金からの繰入れはありませんでした。繰越金は6,590万9,000円の増額です。

依存財源では、地方交付税18億5,897万7,000円、前年度比金額で808万5,000円、率にして0.4%の減、地方消費税交付金4億5,694万6,000円、前年度比1,091万3,000円、率にして2.3%の減、国庫支出金13億1,094万2,000円、前年度比3億9,546万9,000円、率にして43.2%の増、県支出金6億6,105万9,000円、前年度比6,679万円、率にして11.2%の増、町債は10億5,321万3,000円、前年度比4億4,361万3,000円、率にして72.8%の増となっています。

自主財源は、前年度に比べ9,153万6,000円の増となっていますが、歳入合計に対する構成比は4.2ポイント減少しています。対して、依存財源は、地方特例交付金、国、県支出金

及び町債の増額により、歳入合計に対する構成比は増加しました。

令和元年度の地方債の借入額は、10億5,321万3,000円で、主なものは臨時財政対策債2億7,301万3,000円、多目的公園整備事業債3,280万円、庁舎改修事業債1億1,720万円、緊急防災・減災事業債3億8,880万円、小学校施設改修事業債6,330万円、学校教育施設整備事業債1億4,660万円です。

また、年度末の地方債残高は73億3,149万2,000円で、前年度に比べると5億2,817万8,000円増加しており、ここ5年間上昇傾向にあります。

歳出において、前年度と比較した決算増減額の主なものは、2款総務費では、包括業務委託料1億3,277万3,000円の増、庁舎非常用電源設備等改修工事請負費1億890万円の増、須恵町多目的公園（仮称）造成工事請負費1,591万6,000円の増、庁舎1階東側トイレ改修工事請負費1,848万円の増。3款民生費は、保育所等整備事業費補助金2億1,754万4,000円の増です。4款衛生費は、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金2,469万4,000円の減。6款農林水産業費は、ため池耐震診断業務委託料2,147万円の増、妻付堰導水路改良事業負担金929万1,000円の増。7款商工費は、プレミアム付商品券交付金4,253万7,000円の増、プレミアム付商品券発行事業支援業務委託料1,078万円の増。8款土木費は、公共下水道事業特別会計繰出金141万4,000円の増。9款消防費は、防災行政無線整備工事請負費3億9,215万円の増、行政区自主防災組織補助金400万円の増。10款教育費は、小中学校空調設備設置工事請負費7,207万4,000円の増、須恵第三小学校校舎外壁防水改修工事請負費1,036万8,000円の増額です。12款公債費は、平成10年度に借り入れした臨時地方道整備事業債ほか4件の起債償還が終了し、令和元年度にアザレア幼児園建設ほか15件の起債償還開始で3,243万9,000円の増となっています。

歳出を性質別で見ると、主なものは、人件費12億4,335万3,000円で前年度比984万6,000円、0.8%の増、扶助費18億7,109万8,000円で6.5%の増、普通建設事業費13億7,308万7,000円で8億4,486万4,000円、159.9%の増です。

令和元年度の特別会計への繰出金は、6億8,211万5,135円で、前年度より3,607万8,411円の減額となりました。

繰出金の主なものは、国民健康保険特別会計2億4,921万6,186円で、3,752万6,880円減額しております。後期高齢者医療保険特別会計9,246万4,949円で、145万531円の減、公共下水道事業特別会計2億8,828万1,000円で、141万4,000円の増、農業集落排水事業特別会計5,215万3,000円で、148万5,000円の増額です。

質疑として、歳入においては、ふるさと応援寄附金について、寄附額の伸び悩みの理由についての質疑、総務省による返品の見直しによる影響で、今年度から特別チームを編成し取り組んでいるとの答弁がありました。

歳出においては、消防団活動事業について、消防団員の減少が問題となっているが、消防団活動事業の中で新入団員獲得の施策があるのかとの質疑に、特別な予算措置はないが、現在行っている消防団による勧誘を進めたいとの答弁。

また、男女共同参画推進事業について、事業の内容と成果が上がっているのかとの質疑に、新規採用職員の研修や計画書の作成による消耗品費として支出を行っており、一定の成果は上がっていると考えているとの答弁がありました。

その他、マイクロバスの貸出しについての質疑に、各行政区や各種団体など個別の貸し出しはないが、町全体の事業による使用であれば貸出しは可能との答弁がありました。

以上、採決の結果、賛成多数で認定としております。

続いて、議案第71号令和元年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

実質収支ですが、歳入総額30億9,336万9,248円、歳出総額30億2,733万2,793円で、歳入歳出差引額は6,603万2,793円となっており、実質収支額も同額です。これを単年度収支で見ると、九千、失礼しました。5,991万5,996円で、単年度収支から実質的な黒字要素を加え、赤字要素を差し引いた実質単年度収支は5,558万192円となり、黒字となりました。

歳入合計額の予算に対する収入率は100.1%、調定に対する収入率は91.4%、そのうち国民健康保険税が65.3%です。

歳出合計の予算に対する執行率は98%となっています。

対前年度比率ですが、歳入では、1款国民健康保険税が2,924万9,708円で、率にして5.6%、6款繰越金が70万188円で、率にして12.9%の増となっています。4款県支出金が267万5,785円の減で、率にして0.1%、5款繰入金が3,752万6,880円の減で、率にして13.1%、7款諸収入が105万3,141円の減で、率にして11.9%の減です。

歳出では、1款総務費が434万5,562円で、率にして15%、3款国民健康保険事業費納付金が4,659万1,432円で6.3%の増です。

令和元年度の国民健康保険税の収納率は、現年度91.59%で前年度比0.11ポイントの減、滞納繰越金12.71%で1.63ポイントの増となっており、全体では65.26%で、前年度より1.37ポイント上回っています。

不納欠損額は、3,133万8,287円で、人数は182人となっています。

本年度の決算額は、前年度と比較すると、歳入が約1,038万円、歳出が約7,030万円の減となっております。これは、令和元年度に税率の改正を行ったため、国民健康保険税の調定、収入済額は共に増えていますが、被保険者数の減少により、保険給付費が大幅に減少した影響です。

また、普通交付金が概算で過大交付されたことにより国保会計の赤字補填のための一般会計繰入金はゼロとなり、前年度と比較すると、4,300万円の減となりました。

質疑として、不納欠損対象者の医療体制、また短期被保険者証の発行がなされているのかとの質疑に、医療体制については、医療証の使用により短期証の使用は、不納欠損者対象、全員ではないと思うが、詳細に調査しないと分からないとの答弁があり、追って、不納欠損対象者のうち須恵町国民健康保険の有資格者52名、うち保険証を有している方38名、未受領14名、その他の方は転出、死亡など資格喪失のため把握できないとの回答がありました。

また、粕屋地区において比較した場合、須恵町の不納欠損額が多いのではないかと質疑に、各町の収納体制により異なり、今回については滞納処分の整理によるものとの答弁がありました。

討論では、国民健康保険加入世帯3,605世帯のうち、2,225世帯、61.7%が保険税軽減税率世帯となっているので保険税納付が大変なため、一般会計からの法定外繰入金が必要との理由で反対討論があり、採決の結果、賛成多数で認定としております。

次に、議案第72号令和元年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額3億6,111万7,916円、歳出総額3億4,311万5,544円で、歳入歳出差引額は1,800万2,372円となっており、実質収支額も同額です。歳入合計額の予算に対する収入率は100.3%、調定に対する収入率は98.7%、歳出合計額の予算に対する執行率は95.3%となっています。

歳入では、1款後期高齢者医療保険料2億5,221万5,480円、歳入合計に対する構成比は69.9%と、3款繰入金9,246万4,949円、歳入合計に対する構成比25.6%が大半を占めています。

歳出では、2款後期高齢者医療広域連合納付金3億3,747万2,295円、歳出合計に対する構成比98.4%が主なものです。

以上、採決の結果、賛成多数で認定としております。

次に、議案第73号令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

314ページをお願いします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額は11億952万4,658円で、前年度比10.2%、1億2,648万1,711円の減です。歳出総額は11億277万2,289円で、前年度比10.1%、1億2,439万204円の減です。歳入歳出差引額は675万2,369円で、実



質収支額も同額です。

単年度収支は、209万1,507円で、赤字決算となりました。

歳入合計額の予算に対する収入率は100.1%、調定に対する収入率は99.1%で、前年度と同率です。

歳出合計額の予算に対する執行率は99.5%で、前年度比0.1ポイント増です。

歳入では、1款負担金が供用開始面積の増により、前年度比28.7%、1,087万4,102円の増となりました。2款使用料は公共下水道への接続が増えたことにより、前年度比4.8%、1,275万1,230円の増となりました。3款国庫支出金は前年度比30.4%、4,500万円の減、5款繰入金は前年度比0.8%、269万2,000円の減、8款町債は前年度比23.1%、1億510万円の減となりました。

歳出では、1款総務費が前年度比14.9%、3,157万7,784円の増、2款下水道事業費が30.8%、1億6,752万710円の減、3款公債費が2.4%、1,155万2,722円の増です。

町債の今年度借入額は3億4,950万円で、償還未済額は67億5,471万5,077円となっています。

なお、下水道普及率は87.5%です。

以上、採決の結果、全員賛成で認定としております。

次に、議案第74号令和元年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

338ページをお願いします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額は9,606万4,910円で、前年度比12.5%、1,067万2,855円の増です。

歳出総額は9,216万9,894円で、前年度比12.3%、1,012万8,209円の増です。

歳入歳出差引額は389万5,016円、実質収支額も同額で、単年度収支は54万4,646円の増となりました。

歳入合計額の予算に対する収入率は100.4%、調定に対する収入率は99.9%で、前年度比同率です。

歳出合計額の予算に対する執行率は96.3%となっております。

歳入では、2款使用料が前年度比15.7%、118万1,650円の減、3款繰入金は前年度比2.9%、148万5,000円の増、6款町債は前年度比12.8%、310万円の増となりました。

歳出では、1款総務費、前年度比351.1%、156万4,104円の増、2款農業集落排水

事業費が51.3%、888万1,818円の増、3款公債費が0.5%、31万7,713円の増です。

町債の今年度借入額は2,720万円で、償還未済額は3億8,848万2,617円となっています。

なお、下水道普及率は2.5%です。

以上、採決の結果、全員賛成で認定としております。

次に、議案第75号令和元年度須恵町水道事業会計決算の認定について。

別冊の水道事業会計決算書、23ページをお願いします。

営業実績で、給水人口は2万8,548人で、前年度比66人増加しました。

年間総排水量は264万3,697立方メートル、年間総有収水量は253万7,558立方メートルで、2,475立方メートル増加し、有収率は95.99%、水道普及率は99.59%でした。

配水施設改良工事は、上須恵地区18校区水道管切替工事ほか8件が施工させております。

13ページ、収益的収支は、費用の節約に努めたことにより、水道事業収益5億9,415万2,220円に対し、同費用は5億3,361万7,815円で、差引き6,053万4,405円の黒字となっています。

当年度未処理利益剰余金は6億3,042万2,472円となっています。

17ページ、資本的収支では、下水道工事が減少したことに伴い、負担金及び工事請負費が共に前年度より減となったため、収入3,507万5,770円に対し、支出は1億5,639万264円となり、差引き1億2,131万4,494円の不足額につきましては、過年度損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額で補填されています。

以上、採決の結果、全員賛成で認定としております。

以上、決算審査特別委員会の審査の報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。議案第70号から議案第75号については、全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第70号について討論に入ります。討論はありませんか。児玉求君。

○議員（7番 児玉 求） 議案第70号令和元年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対討論をいたします。

令和元年度は一般会計からの繰入額は2億4,921万6,000円で、不納欠損額は3,133万8,000円であります。

○議長（松山 力弥） ちょっと待ってください。児玉さん、あなた議案間違っていない。あの税収、不納欠損、何の話しよって、それ。

○議員（7番 児玉 求） 一般会計。

○議長（松山 力弥） 一般会計ですか。

○議員（7番 児玉 求） そうですよ。

○議長（松山 力弥） 繰入金の不能額とか、あんだ、関係ないですよ。

○議員（7番 児玉 求） いいえ、関係あります。

○議長（松山 力弥） ありますか。

○議員（7番 児玉 求） 平成13年から令和元年までの国保税累計未納額は、2億9千

○議長（松山 力弥） あなたは、それ繰出金の話。国保税の話しよったよ、これ。

○議員（7番 児玉 求） 一般会計の内訳でございます。平成10年、13年から令和元年までの国保税累計未納額は2億9,255万1,000円であります。

一般会計より国保特別会計に繰入額を増やし、高い国保税を低くして払えるようにして、未納額、不納欠損額を減らさなければいけません。国保税への繰入れは本町だけの問題ではなく、国、県の問題でもあります。国、県への国保税の給付の増額を意見書で申入れすべきだと思います。

以上、よって反対討論といたします。

○議長（松山 力弥） 児玉さん、何に対して、今、国保おっしゃっていますけど、何、一般会計の何に対しての反対で討論したわけですか。

○議員（7番 児玉 求） 一般会計からの国保会計の繰入れを（「繰り出し」の声あり）繰出しを増やすべきということで。

○議長（松山 力弥） そうですね。

○議員（7番 児玉 求） はい。言いたいと思います。

○議長（松山 力弥） 分かりました。

ほかありませんね。——これにて討論を終結します。よって、議案第70号について採決入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第70号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（松山 力弥） 起立多数であります。よって、議案第70号令和元年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することと決定しました。

議案第71号について討論に入ります。討論はありませんか。児玉求君。

○議員（7番 児玉 求） 議案第71号令和元年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論をいたします。

本町の国保世帯数は3,605世帯、被保険者数は6,008人です。保険税軽減世帯は2,225世帯、国保世帯の62%になります。国保税滞納世帯数は475世帯、国保世帯の

13%になります。滞納世帯の91%、431世帯が国保税を分納して短期証で病院にかかっておられます。国保税が高くて払えないのであります。町は住民の最後の命綱となります。経済力によって保険証がなく、病院に行かれないようではいけません。早期発見、早期治療と生活習慣病の予防が大事であります。税金は国の分配です。繰入額を増やし、いつでも病院に行けるようにすべきです。よって、反対討論といたします。

○議長（松山 力弥） ほかに討論ありませんか。——これにて討論を終結します。よって、議案第71号について採決入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第71号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（松山 力弥） 起立多数であります。よって、議案第71号令和元年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第72号について討論に入ります。討論はありませんか。児玉求君。

○議員（7番 児玉 求） 議案第72号令和元年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論をいたします。

75歳以上の高齢者を国保会計から切り離し、高齢者から高い保険税を取り、社会保障とは言い難い制度であります。国保会計に含めるべきだと思います。

一般会計からの繰入れを増やし、保険税を低くするべきです。よって、反対討論といたします。

○議長（松山 力弥） ほかありませんか。——これにて討論を終結します。よって、議案第72号について採決入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第72号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（松山 力弥） 起立多数であります。よって、議案第72号令和元年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第73号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第73号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第73号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第73号令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第74号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第74号について採決入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第74号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第74号令和元年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第75号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第75号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第75号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第75号令和元年度須恵町水道事業会計決算の認定については、認定することに決定しました。

---

### 日程第7. 議案第76号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第76号須恵町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 9回も出てこないかんで迷惑かけるとは思いますけど、よろしくをお願いします。

議案第76号須恵町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、福岡県子ども医療費支給制度が令和3年4月1日に改正されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

3ページ、新旧対照表で説明します。

第2表第1項中の障害者の「害」を漢字で表したものをひらがなの「がい」へ改正いたします。

4ページ、第4条第1項の表中、生徒の入院以外の場合、改正前は、全額負担としており、助成はありませんでしたが、改正後では、自己負担額を1,600円を超える部分を新たに助成の対象とするものです。

2ページに戻って、附則、第1項でこの条例は令和3年4月1日から施行し、当日以降に受ける医療にかかわる子ども医療費から適用する。ただし、事項の規定は公布の日から施行するとし、第2項で前項の規定にかかわらず施行日前においても改正後の須恵町子ども医療費の支給に関する条例の乳幼児、児童生徒にかかわる子ども医療費の受給資格にのみにて行い、受給資格者に対して子ども医療証を交付することができる場所とするとしています。

質疑として、中学校の通院について、月額自己負担1,600円は受診回数が少ない場合、メリットはないのではとの質疑に、月額の自己負担は回数、金額に関係なく1,600円という

わけではなく、月額が800円なら800円で、月額1,600円を超えた場合、その超えた分を公費で助成すると答弁がありました。

討論として、制度の改善はされたが、子ども医療費は中学校までは無償化すべきとの自己方針があるので反対するとの討論がありました。

以上、文教厚生委員会、賛成多数で可決しております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。児玉求君。

○議員（7番 児玉 求） 議案第76号須恵町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の反対討論をいたします。

生徒の通院が全額から上限1,600円になり、大いなる前進ではありますが、あくまでも子ども医療費は入院、通院とも窓口負担はなく、完全無料化を目指しているため、町は窓口負担をすべきであると思っております。よって、反対討論といたします。

○議長（松山 力弥） ほかに討論ありませんか。——これにて討論を終結します。よって、議案第76号について採決入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第76号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（松山 力弥） 起立多数であります。よって、議案第76号須恵町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

---

## 日程第8. 議案第77号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第77号須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第77号須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、福岡県重度障害者医療費支給制度が令和3年4月1日に改正されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

3ページの新旧対照表を御覧ください。

題名及び第1条、目的から第13条、障害者施設等に入所した場合の特例までの全文中、漢字の「害」をひらがなの「がい」へ改正するものです。

2ページに戻って、附則、第1項でこの条例は令和3年4月1日から施行し、当日以降に受ける医療にかかわる重度障害者医療費から適用する。ただし、事項の規定は公布の日から施行するとし、第2項で前項の規定にかかわらず施行日前においても改正後の須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の受給資格の認定を行い、受給資格者に対して重度障害者が障害者医療証を交付することができることとするとしています。

以上、文教厚生委員会、全員賛成で可決しております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第77号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第77号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第77号須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

---

## 日程第9. 議案第78号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第78号須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第78号須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、子ども教育支援法の一部を改正する法律が令和元年10月1日から施行されたことに伴い、幼児教育・保育の無償化が実施されたため、当該条例の一部を改正する必要が生じたので、提案するものです。

12ページ、新旧対照表で説明いたします。

今回の改正は、子育て支援法の改正により、子どものための教育、保育給付の対象施設であります認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育事業が無償化の対象となりました。無償化に伴い、それに係る給与等の規定及び食事の提供についての条例改正となります。

第2条は、用語の定義を規定しており、幼児教育・保育無償化により新たに用いられる定義を加える改正で、第1号から第24号までを第1号から第29号までとして、満3歳以上教育、保

育給付、認定子ども、満3歳未満保育認定子ども等の利用者負担について範囲を定義する内容を追加しております。

また、第2条中に出てきます支給認定、支給認定保護者などの要望、教育・保育給付認定、教育・給付認定保護者などと整備しています。

これは、この条例の中で随所に出てきますが、無償化に係る給与等の規定に伴い、新たに規定されることになりました。子育てのための施設等利用給付、保育の必要性の認定を受けながら認可保育施設以外に預ける場合をいいますが、それに係る用語との区別をするための整備となります。

17ページ、第13条、次のページ、第4項で食事の提供についての日程を追加しています。

この規定は、幼稚園や認定こども園、保育所等を利用する子どもの保護者から支払いを受けることができる食事の提案に要する費用についての規定で、副食の提供に要する費用を保護者から支払いを受けることができますとしています。

28ページ、第42条2項、3項を追加する改正で、代替保育の提供及び特定地域型保育の卒園後における受入れについて、連携施設の確保が著しく困難な場合などは、小規模保育事業者などの国の基準に定める事業者を連携、協力を行う施設として確保することで、連携施設の確保に代えることができるとした緩和措置が講じられることになったための改正となります。

37ページ、附則の第3条の削除は、1号認定子どもに係る施設型給付費の額が当分の間の措置として、子ども子育て支援法の規定により読替規定となっていますが、幼児教育・保育の無償化により1号認定子どもに係る医療負担額は一律ゼロとなることに伴い、利用者の負担額を支払うべき保護者の範囲から1号認定子どもに係る保護者が除かれることにより、この規定が不用となるため、削除となります。

戻って11ページ、附則で、この条例は公布の日から施行するとしています。

質疑として、地域型保育事業は卒園後の3歳児の受皿である連携施設を確保し、少なくとも認可できるとあるが、その後も事業所が子どもを見るのか、受皿がない子どもたちはどうなるのかとの質疑に、須恵町においては待機児童がいる状況で施設の確保はできないが、空いている施設がある市町村はそこの連携ができるとの趣旨であると答弁がありました。

3歳未満の3号認定子どもについて無償化するとしたら、予算はどれぐらいだと試算しているかとの質疑に、町単独で無償化の考えはなく、試算していないとの答弁がありました。

討論として、2号認定子どもたちの副食費、3号認定の幼児教育・保育も無償化すべきであり、反対するとの討論がありました。

以上、採決の結果、賛成多数で可決としています。

以上です。



○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。児玉求君。

○議員（7番 児玉 求） 議案第78号須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の反対討論をいたします。

幼児教育・保育の無償化であれば、当然、3号認定、ゼロから2歳児も無償にすべきであります。しかし、除外をされております。町で無償にするべき条例にするべきだと思います。よって、反対討論といたします。

○議長（松山 力弥） ほかに討論はありませんか。——これにて討論を終結します。よって、議案第78号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第78号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（松山 力弥） 起立多数であります。よって、議案第78号須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第10. 議案第79号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第79号須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第79号須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が令和2年4月1日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

5ページ、新旧対照表で説明いたします。

今回の主な改正は、家庭的保育事業者の連携施設の確保の緩和等について改正となっております。

6ページ、第6条では、家庭的保育事業者は、連携施設の確保して利用乳幼児を受入れ、教育、保育を提供しなければならないとの規定としておりますが、町が必要な措置を講じる場合及び連携施設の確保が困難な場合に確保することを不要とする内容で、第6条に2項を加える改正です。

11ページ、小規模保育事業者の基準についての改正になります。

第28条では、施設の設備基準を示しており、建築基準法施行令の改正により施設及び設備の

表中が改められます。4階以上の階のものを避難用階段がある建築基準法法令などの基準を満たす内容に変更される改正となります。

13ページ、第29条では、家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準省令の改正で、保育士とみなす職種に准看護師が来られたための改正です。

15ページ、第43条から事業所内保育事業の改正になります。

次のページの表ですが、小規模保育事業と同様の改正で表中の建築基準法施行令の基準改正による改正と、18ページの第44条で、保育士の職種の追加で准看護師を追加する改正。そして、連携施設を確保しないことができる規定が第45条で追加された内容となります。

4ページに戻って、附則で、この条例は公布の日から施行するとしています。

以上、採決の結果、賛成多数で可決としています。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第79号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第79号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第79号須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を11時10分といたします。休憩に入ります。

午前11時00分休憩

-----  
午前11時09分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

### 日程第11. 議案第80号

○議長（松山 力弥） 日程第11、議案第80号須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第80号須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が令和2年4月1日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

3ページ、新旧対照表で説明いたします。

今回の主な改正は、放課後児童支援員の研修受講の猶予期間を延長することができるようになったための改正となっています。

第10条で放課後児童支援員の資格について規定しており、第3項の追加で、指定都市及び中核市の町も認定資格研修が実施できるようになり、講習の機会を、拡大を図ることを目的とした改正となります。

また、第5条で、厚生労働省の改正により専門職大学の創設に伴った専門職大学の前期課程を修了した者を支援員とすることができるように改正されています。

4ページ、附則第3条では、支援員の資格について緩和措置として、平成32年3月1日までの研修終了予定者について猶予していましたが、支援確保の困難さから、さらに3年間延長することができるようになったため、令和5年3月31日までに改めます。

2ページに戻って、附則で、この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第3条第1項の規定は、令和2年3月31日から適用するとしています。

質疑として、現時点での対象指導員で基準を満たしていない人はいるのかとの質疑に、福岡県の研修会に出席するように促しているが、まだ行かれた人はいない。すいません、まだ行かれていない人はいる。ただし、基準省令の支援単位、各ビスケツトクラブごとに放課後児童支援員2人以上置くことは満たしているとの答弁がありました。

以上、採決の結果、全員賛成で可決としております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第80号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第80号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第80号須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第12、議案第81号

○議長（松山 力弥） 日程第12、議案第81号須恵町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第81号須恵町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、子ども子育て支援法の一部を改正する法律が令和元年10月1日から施行されたことに伴い、保育の実施基準を定めるため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

3ページ、新旧対照表で説明いたします。

今回の改正は、保育の実施基準と保育料の規定を削除する改正になります。

本条例は、保育の実施に関し必要事項を定めとなっておりますので、第2条に実施基準を追加します。

また、町立保育所の保育料は公の施設の使用料として町が徴収し、私立認可保育所につきましては、子ども子育て支援法を直接の根拠として徴収することができます。そのため、この条例に保育料の徴収根拠が必要ないことから、第4条から第7条までを削除するものです。

4ページ、第5条では引用先の修正を行っています。

2ページに戻って、附則で、この条例は公布の日から施行するとしています。

以上、採決の結果、賛成多数で可決としております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。児玉求君。

○議員（7番 児玉 求） 議案第81号須恵町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例、幼児教育の保育料無償化であれば、当然、3号認定、ゼロから2歳児も無償にすべき。しかし、除外をされております。町で無償にすべき条例として、「分からんか」と発言する声あり）無償にすべき条例にすべきです。よって、反対討論といたします。

○議長（松山 力弥） いや、もう説明しても一緒だから、もうここで、堪えて下さい。はい。

（「分からんとかないやろう」と発言する声あり）これは、質疑でなく討論でございますので、これにて討論を終結します。よって、議案第81号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第81号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（松山 力弥） 起立多数であります。よって、議案第81号須恵町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第13. 議案第82号

○議長（松山 力弥） 日程第13、議案第82号須恵町保育所条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第82号須恵町保育所条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、子ども子育て支援法の一部を改正する法律が令和元年10月1日から施行されたことに伴い、須恵町立保育所における保育料を定めるため、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

今回の改正は、町立保育所における保育料及び延長保育料を定める内容となります。

第4条で保育料の規定を追加し、町立保育所の保育料は公の施設の使用料として町が徴収するとしております。そのため、この条例で保育料を定める必要がありますので追加しております。

議案第81号の保育料について削除した内容を本条で規定し、また、延長保育につきましては、子ども子育て支援法の改正があります。幼児教育・保育無償化の対象となっておりませんので、条例で規定する必要が生じたので、第5条で延長保育料の規定を追加します。

2ページに戻って、附則で、この条例は公布の日から施行し、改正後の須恵町保育所条例の規定は令和元年10月1日から適用するとしています。

以上、採決の結果、賛成多数で可決としております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。児玉求君。

○議員（7番 児玉 求） 議案第82号、賛成討論いたします。

○議長（松山 力弥） ちょっと待ってください。

○議員（7番 児玉 求） 須恵町保育所条例の一部を改正する条例……。

○議長（松山 力弥） ちょっと、賛成討論は結構です。反対討論があった場合、賛成討論をお願いします。これ皆さん、賛成多数で賛成なんで賛成討論は要りません。討論というのは、皆さんが私のこれに賛成がいること。賛成、あなたは賛成多数、さっき、委員長、ちょっと、ちょっと待ってください。いや、止めて。止めて。

○議長（松山 力弥） ——討論なしと認めさせていただきます。よって、議案第82号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第82号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第82号須恵町保育所条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第14. 議案第83号

○議長（松山 力弥） 日程第14、議案第83号須恵町立認定こども園条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第83号須恵町立認定こども園条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、子ども子育て支援法の一部を改正する法律が令和元年10月1日から施行されたことに伴い、須恵町立認定こども園における保育料を定めるため、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

3ページ、新旧対照表で説明いたします。

今回の改正は、町立認定こども園における保育料及び延長保育料の規定を定める改正となります。

第5条で現条例で保育料の納付について規定しておりますが、保育料の納付は内閣総理大臣が定める基準による算定した額を納付することになっております。その基準に従い、規則で保育料を定めていますので、規則を参照する内容に改めます。

第6条で保育料の減免規定を削除し、延長保育料の規定を改めます。延長保育料は無償化の対象ではないため、保育必要料の認定区分によって保育時間が違うため、実施時間に応じて料金を徴収します。

2ページに戻って、附則で、この条例は公布の日から施行し、改正後の須恵町立認定こども園条例の規定は令和元年10月1日から適用するとしています。

以上、採決の結果、賛成多数で可決としております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第83号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第83号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第83号須恵町立認定こども園条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第15. 議案第84号

○議長（松山 力弥） 日程第15、議案第84号須恵町立幼稚園保育料等の徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第84号須恵町立幼稚園保育料、すいません、須恵町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、子ども子育て支援法の一部を改正する法律が令和元年10月1日から施行されたことに伴い、須恵町立幼稚園における保育料を定めるため、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

3ページ、新旧対照表で説明いたします。

今回の改正につきましては、幼児教育・保育の無償化による保育料及び延長保育料についての改正となります。

第2条の定義では、子ども子育て支援法における用語の整理に伴う形式的な改正で、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改めます。

第3条の保育料は、保育料の納付は、内閣総理大臣が定める基準による算定した額が納付することとしていますが、その基準に従い、規則で保育料を定めていますので、規則を参照する内容に改めます。第2項で保育料の額の算定について規定します。

第4条で、延長保育料を規定します。延長保育料は幼児教育・保育の無償化の対象ではないため、条例で定めます。

第5条から第8条までは保育料の納入に関する規定となっておりますが、幼児教育・保育無償化により幼稚園につきましては、保育料が一律ゼロとなるため削除します。

2ページに戻って、附則で、この条例は公布の日から施行し、改正後の須恵町立幼稚園保育料等の徴収条例の規定は、令和元年10月1日から適用するとしています。

以上、採決の結果、賛成多数で可決としております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第84号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第84号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第84号須恵町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第16. 議案第85号

#### 日程第17. 議案第86号

○議長（松山 力弥） 日程第16、議案第85号及び日程第17、議案第86号工事請負契約の変更について、以上2議案を一括議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） お疲れさまです。文教厚生委員長が大変お疲れのようで、（笑声）御苦労さまでした。

それでは、議案第85号及び議案第86号の工事請負契約の変更について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

まず、議案第85号工事請負契約の変更についてでございます。

工事請負契約の締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、本議会の議決を求めるものです。

工事名、須恵第一小学校トイレ整備工事。

変更箇所は、条件の工期になります。変更前、契約の効力が生じた日から令和2年9月30日までのを、変更後、契約の効力が生じた日から令和2年10月30日までに30日間延長するものです。

工期延長につきましては、体育館裏の北校舎のトイレ改修分です。北校舎は他の校舎と異なり、各階に1か所ずつのトイレ設置しかありません。1階から3階を同時改修すると、児童がトイレを利用できなくなり、別校舎のトイレを利用するしかなく大変不便となるため、各階ごとの工期



とすることで工事期間内の終了が困難となり、工期を延長するものです。

契約方法、請負金、請負者、契約保証の方法に変更はありません。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決です。

続きまして、議案第86号の工事請負契約の変更についてでございます。

工事請負契約の締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、本議会の議決を求めるものです。

工事名、須恵中学校トイレ整備工事。

変更箇所につきましては、請負金で、変更前、9,124万5,000円を、変更後9,258万2,600円に変更するものです。これは、町立図書館側の校舎のトイレ改修中に天井を撤去したところ、コンクリート内の鉄筋がむき出しになっており、露出した鉄筋のさびが著しく、コンクリート片の落下の危険性があるため左官工事を増工するもので、そのため、差額133万7,600円を追加するものでございます。タブレットには、この鉄筋がむき出しになった写真が届いておるとおいますので、よろしかったら御参照ください。

契約方法、請負者、契約保証の方法、条件に変更はありません。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより、2議案について質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第85号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第85号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第85号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第85号工事請負契約の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第86号について採決入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第86号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第86号工事請負契約の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第18. 議案第89号

○議長（松山 力弥） 日程第18、議案第89号令和2年度須恵町一般会計補正予算（第5号）

を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○**予算審査特別委員長（今村 桂子）** 議案第89号令和2年度須恵町一般会計補正予算（第5号）について、予算審査特別委員会の報告をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億7,109万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ133億7,504万2,000円とする。

第2項で款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

予算審査特別委員会は議員全員での審査のため、詳細につきましては省略をいたします。

質疑として、事業継続支援事業の正社員雇用促進給付金の収支についての質疑では、ホームページ、広報に加え、商工会や企業クラブなどに依頼して周知を図るとの答弁でした。

家賃支援給付金申請サポート業務委託料の企業支援についての質疑では、国の家賃支援策の申請代行を行うサポート事業で、SUENOBA（スエノバ）と商工会が連携して行うとの答弁でした。

新型コロナウイルス対策事業の災害避難所用備蓄倉庫購入についての質疑では、飛沫防止の段ボール間仕切りの収納や、今後、購入する避難所で使用する備品などを備蓄するための倉庫の購入ですとの答弁でした。

コメリとの協定をしており、在庫を持たない方針ではとの質疑では、過去の災害において、すぐに手に入らない品などがあつたため備蓄が必要であり、今後、協定内容の見直しや備蓄品の洗い出し、非常食の確保などと検討を行うとの答弁でした。

新型コロナウイルス感染症対策、地方創生臨時交付金9,689万円と歳出の新型コロナウイルス感染症対策費補正額4,359万円との差額についての質疑では、2款1項の新型コロナウイルス感染症対策費と9款1項の災害対策費と10款1項の小中学校ネットワーク整備関連の3つに分かれて充当されているとの答弁でした。

不動産売払収入の売払いの基準、道路の一部が家に入り込んでいるものの整備についての質疑では、家の新築や開発に伴う道路残地などの町有地の一部を取り入れたいとの申請があつたものなどについて払下げを行っている。道路の一部が家に入り込んでいるものについては把握をしているとの答弁でした。

コミュニティバス、小型コミュニティバス購入の台数の質疑では、ポンチョ1台の追加と10人乗りくらいの1台くらいを計画しているとの答弁でした。

社会福祉協議会返納金、シルバー人材センター補助金返納金についての質疑では、令和元年度後半にできなかった事業の補助金と委託事業の返納金ですとの答弁がありました。

以上、採決の結果、予算審査特別委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第89号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第89号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第89号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第89号令和2年度須恵町一般会計補正予算（第5号）号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第19. 発議第1号

○議長（松山 力弥） 日程第19、発議第1号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。6番、川口満浩君。

○議員（6番 川口 満浩） 議案書の1ページをお願いします。

発議第1号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書についてでございます。

この意見書について、須恵町議会会議規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものです。

提案理由として、新型コロナウイルス感染症の拡大は甚大な経済的、社会的影響をもたらし、地方自治体は喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染対策にも迫られ、今後の財政はかつてない厳しい状況になることが予想されることに伴い、国に対し意見書を提出し、地方税財源の確保を強く要望するものです。

2ページに意見書の内容を示しており、大きく5項目について要望するものです。詳細については全員協議会で確認しておりますので、割愛させていただきます。

また、3ページに意見書の送付先を示しております。

以上、よろしく願います。

○議長（松山 力弥） 提出者の説明が終わりました。

この議案については全員協議会においても協議がなされておりますので、質疑を省略し、これより発議第1号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、発議第1号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、発議第1号新型コロナウイルス感染症の影

響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書については、原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第20. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（松山 力弥） 日程第20、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員会より、会議規則第70条の規定により次のとおり所管事務について、閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りします。議会運営委員会より議会運営について、広報特別委員会より議会広報の企画構成について、総務建設産業委員会より税務課の事務について、文教厚生委員会より久我記念館の運営状況について、以上、各委員会申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここでお諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に委任していただくことに決定しました。

---

○議長（松山 力弥） 以上で、9月議会定例会の全日程を終了しました。本会議終了後、午後1時より、広報特別委員会を第3委員会室で開催しますので、委員会の方は御集合願います。

会議を閉じます。令和2年第3回須恵町議会定例会を閉会します。

午前11時47分閉会

---